建設長崎ホームページ
ぜひご覧ください
建設長崎 で 検索
CLICK

建設長崎

4 April
No.682
2022年4月15日
1部20円 組合員の購読料は組合費に含みます
印刷●㈱昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 http//www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹

技能労働者の賃金確保と処遇改善

国土交通省は令和四年二月十八日に、今年三月からの「公共工事設計労務単価」を公表しました。全職種平均で、前年比二・五パーセント増と、十年連続の引き上げで最高値を更新しました。平成十年と比較すると、五七・四パーセントの上昇となっています。

これは適正な賃金水準と社会保険加入などの処遇改善を進めることが、建設技能者、特に若年入職者の確保・育成に極めて重要とされているからです。

また、建設技能者の担い手確保の立場から「技能労働者の適切な賃金水準確保」を各自治体、業界団体、大手建設会社等へ通知しています。①元請に対し技能者の隅々まで適切な水準賃金がいきわたるよう最大限つとめること、②適正価格での下請契約の徹底、③法定福利費の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導、④建設キャリアアップシステムの活用による技術者の処遇改善への協力等を要請しています。しかし、賃金実態調査からもわかるように全国総じて現場の実情とはかい離した賃金の状況が続いています。

組合では賃金運動を進める上で、組合員の賃金や就労環境についての賃金実態調査を行い、集計内容を全建総連と共有し次年度の賃金運動の資料としながら、支部の各種会議から意見を持ち寄り、本部執行委員会で、基本賃金（現行賃金）を決定しています。決定した基本賃金額について、広く理解を求める運動を展開していきます。

団体、そして一般市民などなくすため、組合員、業界設技能者の生活を守るため、設計労務単価とのかい離を

令和四年度　賃金改定内容

昨年五月に賃金実態調査を実施し、各支部にて賃金についての協議を行い、令和四年三月十日開催の「第五回本部執行委員会」でその方針を決定しました。また、「現行賃金」としていた名称を「基本賃金」に変更すると共に左記の通り決定しました。

一、基本賃金について　一万八五〇〇円

二、実施時期について　令和四年四月一日より

※現状の基本給に法定福利費分や諸手当を含めた総支給合計の適切な言葉として「現行賃金」から「基本賃金」へ名称を変更しました。

公共工事設計労務単価 10年連続引上げで最高値更新

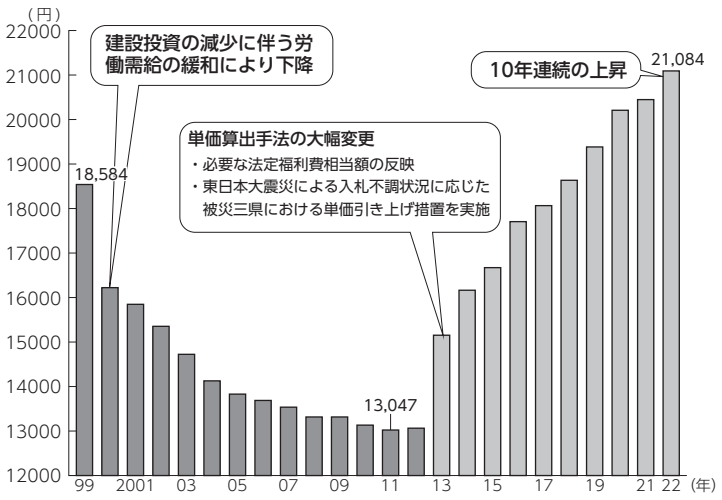

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- **労働者本人が受け取るべき賃金を基**に、日額換算値（所定内労働時間8時間）として**労務単価を設定**
  ⇒例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- **労務単価**には、**事業主が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費等）は含まれていない**
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

※下記は加重平均値を用いたイメージ図

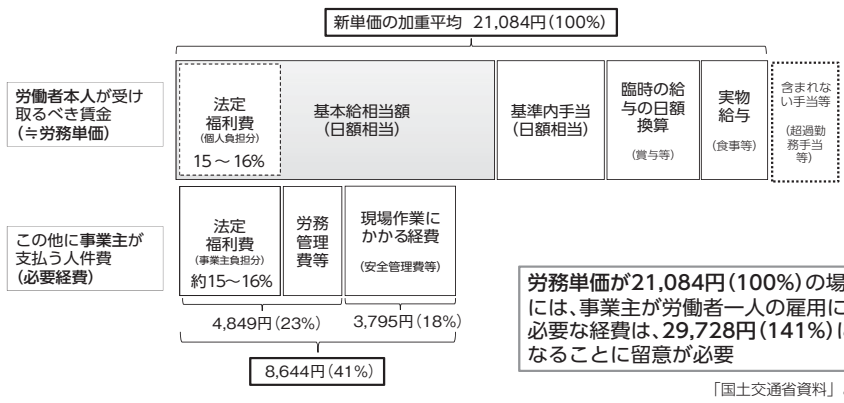

「国土交通省資料」より

CCUS 建設キャリアアップシステム 技能者登録推進キャンペーン

技能者カードを申請した後は「登録補助申請」を組合へ

実施期間　令和四年四月～六月末

対　象　右記期間内に詳細型での建設キャリアアップシステムの技能者登録申請を行った組合員

申請方法　各支部窓口で「補助申請書」に記入し、必要書類を添付のうえ申請

必要書類　詳細型での登録申請が確認できる書類（次のいずれか）

① 払込受領書【受付印が四月一日～六月三十日の期間であること】

② 支払い完了画面の写し

補助金額　一人当たり　四九〇〇円（六十歳以上のインターネット申請の場合は四四〇〇円）

※令和四年三月以前に技能者登録をされた方は本キャンペーン対象外。

※簡略方及び右記期間以外に技能者登録をされた方は二〇〇〇円を補助

※四月より「技能者登録カードの写し」は登録完了後にカードが発行され次第、支部窓口へご提出いただきます。

全建総連技能者育成基金制度

資格取得で報奨金がもらえます。

全建総連は、組合員の資格取得による技術・技能の向上、技能者育成を支援することを目的に技能者育成基金制度を創設。2018年4月から資格取得による報奨金制度を実施。

「資格取得報奨金制度」では、取得した資格に応じ2千～1万円を全建総連から申請者（組合）を通じて組合員の方々へ支給されます（対象資格は下表を参照）。

◎申請方法
①資格取得報奨金制度申請書（※要印鑑持参）
②資格取得を証明する書類（合格証書、修了証明書等）
以上を組合（各支部事務所）へ提出して申請を行って下さい。

◎申請時の注意点
・受講時に組合員であること。
・2018年4月1日以降に新たに合格した資格であること。
・組合費等の滞納（3ヶ月以上）がないこと。
・申請期限は資格取得から3年以内。

■対象資格

区分1：10,000円
一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士（※1）、一級施工管理技士、第一種電気工事士、電気主任技術者（第一種、第二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者（全職種）

区分2：5,000円
二級建築士、木造建築士、二級技能士（32職種）、二級施工管理技士、第二種電気工事士、電気主任技術者（第三種）、電気通信工事担当者、職業訓練指導員免許（33科）
測量士、建築設備士、消防設備士、建築仕上改修施工監理技術者、道路標識点検診断士、発破技士、火薬類取扱保安責任者、消防設備点検資格者、海上起重作業管理技士、基礎施工士、1級エクステリアプランナー、ジェットクラウド技士、第一種冷媒フロン取扱技術者、運動施設施工技士、排水設備工事責任技術者、排水管工技能者

区分3：2,000円
作業主任者ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質等、鉛、四アルキル鉛等、木材加工用機械、地山の掘削、土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

二級建築施工管理技士対策講座受講生募集中!!

受講申込受付　4月より随時受付
講習場所　長崎建設技術専門学院（095－861－9261）
大村建設技術専門学院（0957－53－8385）
講習期間　**令和4年7月中旬～11月上旬まで（33日間予定）**
講習時間　**毎週3回予定　午後6時30分～9時まで**
受講料　**30,000円**
講習内容　建築一般Ⅰ・建築一般Ⅱ・安全管理・施工計画
品質管理・工程管理・法規Ⅰ・法規Ⅱ・実地全般
募集人員　**各校とも最低5名以上で実施**
受験資格　（実務経験）　高等学校（指定学科卒）3年以上
指定学科以外卒業後4年6ヶ月以上
実務経験者8年以上
大学・専門校により実務経験は異なります。

解体・改修・各種設備工事の元請事業者・自主施工者の皆様へ

令和４年４月からアスベスト関連規制が更に強化され、
事前調査結果の報告が義務化されます！

石綿（アスベスト）関連の規制強化の流れ（概要）

◎工事前に石綿含有の有無を調べる事前調査の義務化

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となる全ての材料について、石綿含有の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存する必要があります。

また、吹付石綿に加え石綿が含まれる保温材などの除去等の工事は14日前までに労働基準監督署へ届出ることや、除去工事後、作業場の隔離を解く前に資格者による石綿等の取り残しがないことを確認する必要があります。

◎資格保有者による事前調査の義務化

建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習※3を修了した者等が行う必要があります。

※3 特定建築物石綿含有建材調査者
一般建築物石綿含有建材調査者
一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て等石綿含有建材調査者は一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部のみ事前調査可能)

2021年４月～　**2022年４月1日～**　**2023年10月1日～**

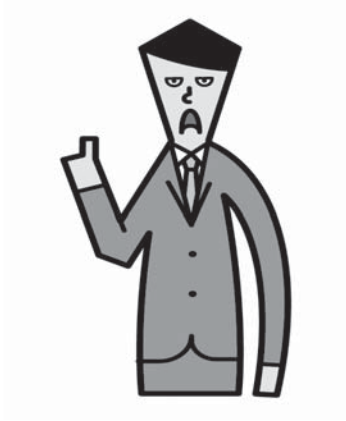

◎事前調査結果の報告が義務化

一定規模※1 以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を**電子報告システム**※2で届け出る必要があります。

※1 解体工事で解体部分の延床面積80㎡以上　改修工事で請負金額が100万円以上の工事

※2 石綿事前調査結果報告システムを使用。使用するにあたって、複数の行政サービスを１つのアカウントで利用できる認証システムGビズIDの登録が必要になります。スマホ・パソコンから利用できます。

事前調査の流れ

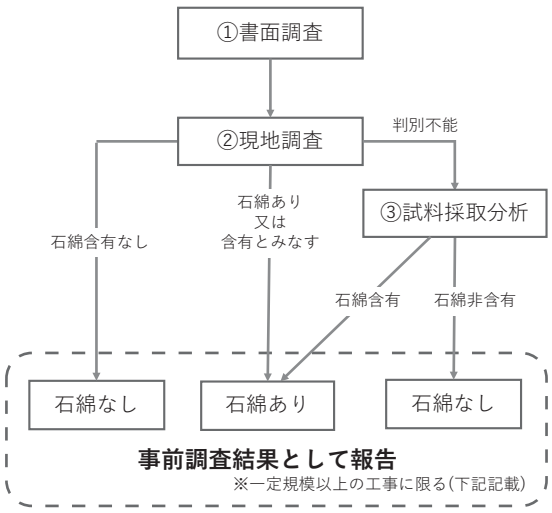

①設計図書等により、新築工事に着手した日、建築材料を確認します。使用されている建築材料に石綿が使用されているか否か、石綿(ｱｽﾍﾞｽﾄ)含有建材データベース等を使用して調査します。

②現地で各部屋、部位を網羅的に確認します。(書面調査との相違等を確認)書面調査のみで「石綿含有なし」と判断してはいけません※1。

※1 平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や、ガスケット等猶予期間を設けられていた一部製品の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。

③同一材料毎に代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定します。

事前調査結果 報告の流れ（電子報告システム）

STEP 1 ▼ STEP 2 ▼ STEP 3 ▼ STEP 4 ▼ STEP 5 ▼ STEP 6

GビズIDの取得
GビズIDにはgBizIDプライムとgBizIDエントリー の２種類があります
1つのメールアドレスで1つのアカウントを作成できます。

パソコン/スマートフォンの準備
Windows Linux / Android OS iOS で利用できます

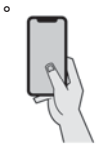

電子報告システムにログイン
ログインの際には g BizIDに登録した
メールアドレス、パスワードが必要になります。

調査結果報告のための申請情報入力
システムに沿って必要な情報を入力していきます。

完了通知メールの受信
申請が正しく完了すると、登録のメールアドレスに
申請受付完了通知メールが届きます。

電子報告システムのログアウト
必要に応じてログアウトしてください。

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。(石綿が無い場合も報告が必要です。)

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※１）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※３）	解体・改修（※２）	請負金額が税込100万円以上

※１　建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※２　定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※３　報告対象となる工作物は以下のものです。(なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。)
- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

gBizID　https://gbiz-id.go.jp

石綿事前調査結果報告システム
https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください‼

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業者、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。
また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト　検　索

適格請求書等保存方式
（インボイス制度）

○インボイス制度とは

登録番号のほか、国が定めた一定の事項が記載された請求書（納品書、領収書、レシート等これに類するもの）の保存と帳簿により消費税の仕入税額控除を行う方式。

2023年（令和５）年10月１日から施行。

10月１日以降は、原則、登録事業者が交付した適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

○適格請求書発行事業者とは

課税事業者で、所轄の税務署長に申請書を提出し、適格請求書を交付することのできる登録を受けた事業者。

※適格請求書発行事業者のみが適格請求書を交付できます。

POINT!

登録を受けていない事業者が適格請求書と誤認される恐れのある請求書等を交付することは禁止されおり、違反した場合罰則の対象になります。

○登録番号について

法人事業者、「Ｔ」＋13桁の法人番号

個人事業者、「Ｔ」＋13桁の数字（※マイナンバーではない）

適格請求書の記載事項

①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②取引年月日
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④税率ごとに合計した対価の額（税込み又は税抜き）及び適用税率
⑤税率ごとに区分した消費税額等
⑥書類の交付を受ける事業者の氏名また名称

適格請求書のイメージ

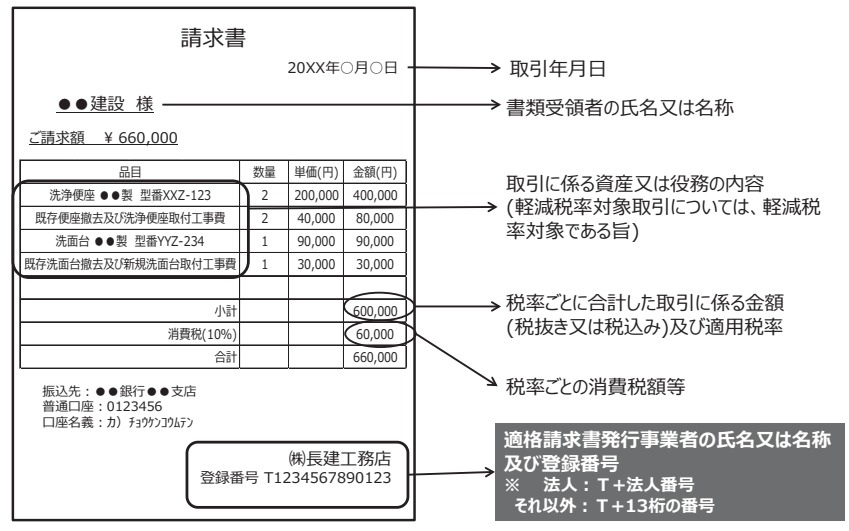

○インボイス制度登録申請について

（登録は任意です）

適格請求書発行事業者になる（登録を受ける）には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます）を提出し登録を受ける必要があります。

POINT!　課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

登録から申請までの流れ

①登録申請書の提出　　③登録及び講評・登録簿への登載
②税務署による審査　　④税務署からの通知

登録申請のスケジュール

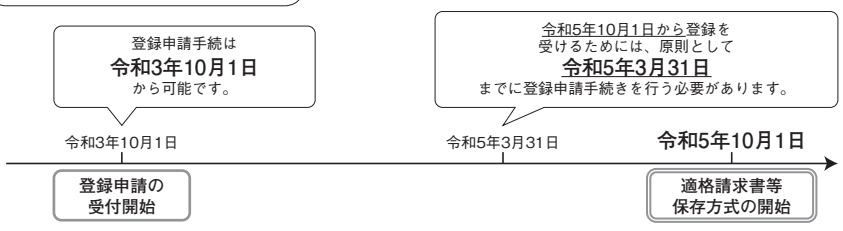

○免税事業者の登録申請手続

「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、**課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して１月前の日までに登録申請手続**を行う必要があります。

※原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

【例】個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和６年１月１日から登録を受ける場合（通常の登録の場合）

↓

消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請手続を令和５年11月30日までに行う。

※課税事業者となる課税期間の初日（令和６年１月１日）の前日（令和５年12月31日）から起算して１月前の日

☆経過措置

①令和５年10月１日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です。

登録を受けるために登録申請手続を行います。
※この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

※上記以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続を行うだけでなく、**「消費税課税事業者選択届出書」**を提出する必要があります。

【例】個人事業者や12月決算の法人が、令和５年10月１日から登録を受ける場合

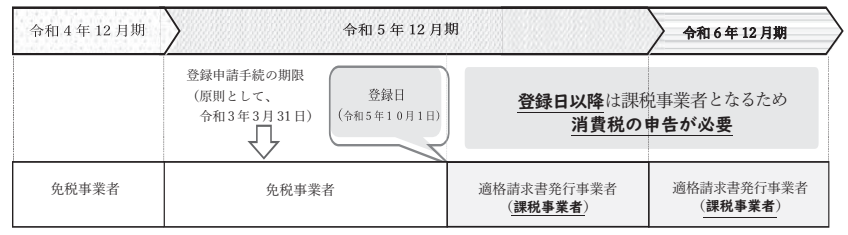

②簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です）

※ただし、免税事業者が令和５年10月１日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

【例】免税事業者が令和５年10月１日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合

↓

令和５年12月31日までに「簡易課税選択届出書」を提出する。

※ただし、簡易課税制度を選択した場合、２年間変更ができません。

○適格請求書発行事業者になった場合の留意点

≪適格請求書発行事業者の登録を受けた後の留意点≫

○　基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。
○　以下のような公表事項に変更が生じた場合や、登録を失効させる場合には、一定の手続が必要です。

手続が必要な場合	提出する届出書
次の事項に変更があった場合 ・氏名又は名称 ・（法人のみ）本店又は主たる事務所の所在地	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書に記載した公表事項に変更があった場合	適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録の取消しを求める場合※１	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書※２
事業を廃止した場合	事業廃止届出書
法人が合併により消滅した場合	合併による法人の消滅届出書
個人事業者が死亡した場合※１	適格請求書発行事業者の死亡届出書

※１　令和５年10月１日以降提出することができます。
※２　「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、免税事業者に戻るためには「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出も必要となります。

■　適格請求書発行事業者の取りやめ及び失効

適格請求書発行事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」（登録取消届出書）を提出することにより、原則として、登録取消届出書を提出した翌課税期間の初日に、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます（登録取りやめ）。

（注）登録取消届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われます。

《登録の取りやめ》（例）３月決算法人の場合

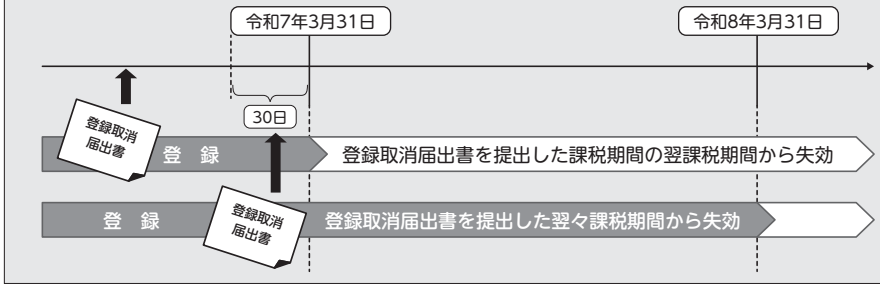

長建国保からのお知らせ

◆長建国保では脳ドック補助事業を実施しています。
令和４年４月１日より補助金額が最大20,000円になりました。

●１．補助対象者
毎年４月１日現在で40歳以上の方
４月２日～翌年の３月31日までの期間に40歳に達した方につきましては、次年度以降の対象となります。

●２．対象検査
医療機関において実施するMRI・MRA検査（自費診療）が対象となります。

●３．検査費用
検査費用が15,000円以上である場合に限り、１回につき**※15,000円～20,000円**（最大）が補助となります。※自己負担金額によって補助金額が異なります。
また、補助につきましては、２年に１回限りとなります。
（例）令和４年５月受診の場合⇒令和６年４月より再度補助対象となります。

●４．補助対象人員
本年度は補助対象人員を60名とし、人員に到達次第、終了となります。
なお、申請者数によっては、所要の見直し等を行います。

●５．実施期間
令和４年４月１日受診分より

●６．申請方法
各所属事務所の窓口に脳ドック補助金申請書用紙がございますので、領収書（原本）・印鑑をご持参の上、お手続きお願いいたします。
領収書（原本）は、受診者名、日付、医療機関名、金額、但し書きに明記されているものに限ります。（レシート不可）

●７．支払方法
申請書受付月の翌月15日（土日祝日の場合は次の平日）にご指定の金融機関に送金する予定です。尚、支給決定（振込）通知は行いませんので、各自預金通帳にてご確認下さい。

●８．申請期限
補助申請の期限は、領収書発行日（受診日）より１年とします。

◆令和４年度 特定健診受診券の発送について（40歳以上の方が対象）
令和４年５月中旬頃に特定健診受診券の発送を予定しております。

同封書類
●特定健診受診券（ピンク色）
●質問票
●特定健診・巡回健診パンフレット
●実施医療機関一覧表
　歯科健診申請書（**令和４年６月より歯科健診が無料で受診できます**）
○巡回健診申込書（※１　一部、日時に変更あり）
○返信用封筒（巡回健診申込書・職場で受診された健診結果等にご活用ください）

◆巡回健診日程変更のお知らせ
令和４年４月上旬頃に保険料の改定・巡回健診・ジェネリック医薬品に関するパンフレットを発送致しましたが、巡回健診日程に一部変更がございましたので、お知らせ致します。（40歳以上の対象者につきましては、５月中旬頃に特定健診受診券と一緒にもう一度同封をしています）
※７月10日（日）時津北部コミュニティセンターで実施予定でしたが、参議院選挙会場となる見通しの為、**10月２日（日）**へ変更致します。

令和４年度 巡回健診日程表

実施予定日		会　場
７月10日から ⬇ **10月２日へ変更**	（日）	時津北部コミュニティセンター
７月24日	（日）	大村中央公民館
８月７日	（日）	平戸文化センター
８月21日	（日）	島原市有明文化会館
９月４日	（日）	広田地区コミュニティセンター
９月11日	（日）	相浦地区コミュニティセンター
９月25日	（日）	諫早高城会館

長崎県建設事業国民健康保険組合指定温泉一覧表
※規定料金が異なる場合がございます。各温泉施設までお問合せ下さい。

消費税10%	指定温泉名称	利用区分	温泉施設内場所	平日料金 / 休日料金	規定料金	割引料金（メンバーズカード提示）	補助券の額（温泉券利用）	利用者負担（自己負担）	所在地 電話番号
長崎・西彼地区	稲佐山温泉 アマンディ	大人			830円	▲30円	▲300円	500円	長崎市曙町39-38 095-862-5555
	i+Land nagasaki （旧）やすらぎ伊王島	大人	ホテル側	平日	800円	▲100円	▲300円	400円	長崎市伊王島町１丁目3277-7 095-898-2202
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円	
			しまかぜ	平日	800円	▲100円	▲300円	400円	
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円	
	喜道庵	大人			1,000円	－	▲300円	700円	西彼杵郡長与町岡郷2762-1 095-887-4126
	道の尾温泉	大人			650円	－	▲300円	350円	西彼杵郡長与町高田郷284 095-856-2631
	ゆりの温泉	大人			800円	▲100円	▲300円	400円	西彼杵郡長与町高田郷2289-2 095-856-2617
県央地区	天然温泉＆ホットヨガ 諫早もとの湯	令和４年２月末をもって閉館いたしました。							
	サンスパ おおむら ゆの華 メンバーズカード提示の有・無に関わらず規定料金750円から120円お安くなって630円になっています。	大人			750円		▲420円	330円	大村市森園町663-3 0957-50-1126
	青雲荘	大人			700円	－	▲300円	400円	雲仙市小浜町雲仙500-1 0957-73-3273
	小地獄温泉館	大人			460円	－	▲300円	160円	
	望洋荘 営業時間帯によって料金が異なります。 詳しくは施設までお問い合わせ下さい。	大人（高校生以上）［７:30～16:30］			550円	－	▲300円	250円	雲仙市小浜町南本町10 0957-74-3141
		大人［16:30～21:30］			330円	－	▲300円	30円	
		雲仙市にお住いの方のみ（保険証・運転免許証をご提示ください）大人（60歳以上）［７：30～21：30］			209円	差額は返金されません。		0円	
	いいもり月の丘	大人			520円	－	▲300円	220円	諫早市飯盛町平古場279番地 0957-28-4141
県北地区	国民宿舎 くじゃく荘	大人			600円	－	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町小串郷272 0956-82-2661
	川棚大崎温泉 しおさいの湯	大人			600円	－	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町小串郷237 0956-82-6868
	ザ・パラダイスガーデンサセボ（※１）R４.４.１ 料金改正	大人			900円	－	▲300円	600円	佐世保市崎岡町853-12 0956-39-4800
	ホテルローレライ ぱってんの湯（※１）	大人			700円	▲140円	▲300円	260円	佐世保市南風崎町449 0956-59-3939
	はさみ温泉 湯治楼	大人		平日	700円	－	▲300円	400円	東彼杵郡波佐見町長野郷558-3 0956-76-9008
		大人		土・日・祝	750円	－	▲300円	450円	
	鹿町温泉 やすらぎ館 ※令和３年５月１日より	大人			660円	－	▲300円	360円	佐世保市鹿町町土肥ノ浦169-2 0956-66-2617
	平戸たびら温泉 サムソンホテル	大人			900円	－	▲300円 ▲300円 施設負担	一律 300円	平戸市田平町野田免210-6 0950-57-1110

（※１）毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。

令和４年４月１日より指定温泉施設の入浴料金が変更となりました。

ザ・パラダイスガーデンサセボ	入浴料金800円➡**900円**

被保険者の異動手続きはお済みですか？
～ご家族の就職、退職、結婚、出産など～

四月は就職、転職、入学と一年の中で最も環境の変化がある時期です。長建国保でも毎年三～四月は、就職等の理由により多くの被保険者の皆様に異動の手続きをお願いしております。
結婚や出産、退職などで扶養家族が増えた、あるいは就職や結婚、死亡や世帯分離等で扶養家族が減った、住所や氏名が変わったなど、組合員の世帯に異動があったときは、十四日以内に届け出が必要です。資格の取得、喪失の届け出が遅れてしまいますと、扶養家族の保険料を遡って支払っていただいたり、保険料の返還が受けられない場合がございます。また、各手続をしないまま長期間放置しますと、療養費申請（医療費の払い戻し）ができない場合もございますので、お届け忘れが無いようご家族様におかれてはご確認いただき、該当される場合は速やかに組合へお届けくださるようお願いします。

こんなときは手続きが必要です！

○家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき
○家族が会社（社会保険）を退職し、長建国保へ加入するとき
○出産したとき
○長建国保を脱退するとき
○就職等で健康保険に加入したとき
○市町村国保に加入するとき
○被保険者が死亡したとき
○修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき
○住所、氏名が変わったとき
○被保険者証を紛失、破損したとき
○修学のため自宅を離れる場合
○介護、福祉施設等に長期入所、（入園）する場合
○組合員が法人として事業を行うようになったとき
○保険料の賦課区分に変更が生じたとき
○40～65歳未満（介護第２号被保険者）で国が定める介護適用除外施設に入所するとき

※お手続きによっては提出していただく書類がございますので、ご不明な点は所属支部、または長建国保までお問合せ下さい。